⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

3　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

4　［略］

5　［略］

6　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　［略］

**別表第四号**　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局変更等申請書及び届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

［新設］

2　［同左］

3　［同左］

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5　［同左］

**別表第四号**　［同左］

無線局変更等申請書及び届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。